

排出量取引の国内統合市場の試行的実施
第一回フォローアップに向けた
アンケート調査結果
＜第三者検証機関＞

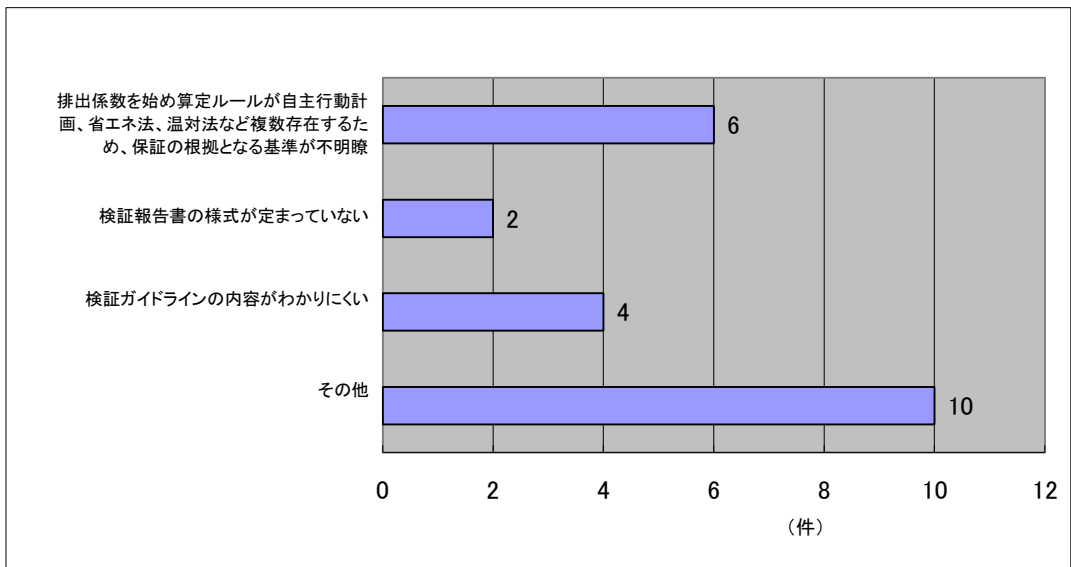
調査結果概要

1. 実施期間:平成22年1月20日(水)～平成22年2月3日(水)
2. 対象者:試行排出量取引スキーム第三者検証機関
3. 調査方法:電子メール
4. 調査件数:18件
5. 返信数:13件

(1) 排出量の検証に要したコスト(人数、期間、費用等)はどの程度か。また、それらをどのように決定したか。
(自由記述)

(省略)

(2) 排出量の検証に当たり、支障となった点はあるか。(複数選択可)



【自由記述】

1) 検証ガイドラインは公表されているが、算定方法が業界団体ごとに異なるため、検証機関として一定の基準で判断することが出来ない場合がある。
2) 多数サイトの場合のサンプリング基準は検証機関側に求められているが、検証機関のばらつきをなくすため基本的な指針をガイドラインにて取り決める必要があると思われる。

自主行動計画における排出量算定のルール(バウンダリーの決定方法、算定方法など)に明文化されたものが少なく、保証の根拠となる基準が不明瞭。

(1) 特に自主行動計画参加企業の検証時について以下のことが認められた。
① それぞれの団体で大まかなルール(自主行動計画)はあるが、厳密には定められていないため、バウンダリーの設定や排出源の特定等において以下のような問題点が見られた。今後は詳細で統一されたスキームルールが必要である。
a. ある協会では対象を「本社ビルの電力使用量」としているため、本社以外の営業所等は算定対象になっていない、本社ビルには子会社等が含まれている、都市ガス、燃料等を使用しているも算定対象としていない状況があった。
b. 多数のサイトがある事業者で、自社で定めたルールが徹底されていないため、サイトごとにバウンダリーや排出源の特定方法が異なっている事業者が見られた。
② スキーム全体で統一的な算定ルールがないため、事業者ごとの算定結果にばらつきが大きく、振り出されるクレジットのクオリティーが一定でなくなってしまう。
(2) 検証ガイドラインは、自主行動計画参加企業、非参加企業の双方に適用されるものであった。自主行動計画参加企業では、それぞれの業界団体で算定方法が異なるため、検証機関として一定の基準で判断しづらいケースがあった。この解決方法は、算定方法の統一化と考える。

当試行事業実施に際して、理念としてはモニタリングする前に、モニタリング方法の確定や算定体制の確立が必要であるが、実際はそのための十分な時間がなかったようである。少なくともモニタリング開始前にこれらの確認が必要と思われます。制度側でこれらの事前の確認があれば、検証はよりスムーズに進行すると思われます。

他7件

(3) 試行実施の経験から、国際的なルールづくりに向けて発信すべき内容はあるか。また、国際的なルールづくりの議論から取り入れるべき内容はあるか。(自由記述)

【自由記述】

・試行実施においては、取引を予定している事業者のみ第三者検証が必要とされている。しかし、排出クレジットの品質確保、および、国全体として排出削減量を正確に把握する観点から、少なくとも大量排出事業者については、取引を予定していない事業者も第三者検証を受けるべきと考える。

・自主行動計画に参加している企業は、モニタリング・算定・報告ガイドラインが公表されていない。企業間の比較可能性、情報の信頼性確保の観点から自主行動計画に参加している企業についても、モニタリング・算定・報告ガイドラインを公表すべきと考える。また、モニタリング・算定・報告ガイドラインは、JVETSや東京都の制度等も含め、国内の排出量取引制度で共通化して利用するべきであると考え。

・検証ガイドラインについても同様に、国内で共通化するべきであると考え。

本制度の目的が経済的価値を持つCO2の排出量取引であるのなら、モニタリングされ算定された排出量は同じ価値を持つ必要がある。そのためにはモニタリング・算定ルールの一貫性及びモニタリングデータ(燃料、エネルギー等)の精度の確保が必要であるが、今回の試行的実施ではそれらが確保されていない。適用されるモニタリング・算定ルール及び検証ルールが自主行動計画参加企業と自主行動計画非参加企業を統一した実施ルールでなければ、CO2取引は出来ない。その上で、そのルールは、国際的な整合性を確保する上からも、国際的なルール作りの核となるISO規格に準拠性を高めたルールである必要がある。

他10件

(4) 上記の他、試行排出量取引スキームに参加した目標設定参加者の排出量の検証を行ったことによって得られた知見は何か。(自由記述)

排出量に関する様々な報告ルールが存在していることから、事業者側でも困惑していることは感じられた。

業界別に特徴があり、排出量算定方法が多様であること。

事業者の環境マネジメントの一環としての温室効果ガス排出量算定への取り組みへの自主的な努力は評価されるが、一方で算定方法が業界ごとに異なっていること、および第三者に対して算定の正当性を実証することの重要性があまり認識されていないことを放置していたために多くの弊害を有することが明らかになった。

自主行動計画参加企業が実施している算定の内容が明らかになったことは大きな知見である。また、受審企業にとってもそれまでの自主的な削減取組みに第三者が介入することで客観的な視点での新たな「削減の気づき」を得られる検証を受審できたことは、大きな知見となったと思われる。

他7件